

統計でみる市区町村のすがた

Statistical Observations of Municipalities

2 0 1 8



総務省統計局
Statistics Bureau,
Ministry of Internal Affairs
and Communications

ま え が き

社会・人口統計体系は、国民生活全般の実態を示す地域別統計データを収集・加工し、体系的に編成したものです。

本書は、社会・人口統計体系の市区町村データの中から、主な基礎データを取りまとめたものであり、「Ⅰ 市区町村編」及び「Ⅱ 基礎データの説明」の2部から構成されています。本書が各種行政施策、学術研究、地域分析等各方面で広く利用されることを期待します。

姉妹作として「社会生活統計指標－都道府県の指標－」及び「統計でみる都道府県のすがた」も刊行しています。これら3部作に掲載されているデータは、過去のデータも含めて政府統計の総合窓口（e-Stat）からも利用できますので、併せて御活用いただければ幸いです。

平成30年6月

総務省統計局長

千 野 雅 人

目 次

I 市区町村編

A 人口・世帯	2	F 労働	119
B 自然環境	60	G 文化・スポーツ	176
C 経済基盤	60	H 居住	177
D 行政基盤	61	I 健康・医療	234
E 教育	118	J 福祉・社会保障	234

II 基礎データの説明

本書に掲載するデータの出典（調査及び報告書等）の概要	294		
A 人口・世帯	297	F 労働	300
B 自然環境	298	G 文化・スポーツ	300
C 経済基盤	298	H 居住	301
D 行政基盤	299	I 健康・医療	301
E 教育	299	J 福祉・社会保障	302

参考

1. 社会・人口統計体系の概要	303
2. 「統計でみる市区町村のすがた2018」のデータ掲載変更項目一覧	305
3. 平成25年10月1日から29年3月31日までに廃置分合のあった 市区町村一覧	306

No.	分野	項目符号	項目名	年度	単位	ページ
50	E 教育	E3501	中学校生徒数	2016	人	P 119 ↓
51		E4101	高等学校数	2016	校	
52		E4501	高等学校生徒数	2016	人	
53	F 労働	F1101	労働力人口	2015	人	↓ P 175 ↓ P 176 ↓
54		F1102	就業者数	2015	人	
55		F1107	完全失業者数	2015	人	
56		F2201	第1次産業就業者数	2015	人	
57		F2211	第2次産業就業者数	2015	人	
58		F2221	第3次産業就業者数	2015	人	
59		F2401	雇用者数	2015	人	
60		F2402	役員数	2015	人	
61		F2403	雇人のある業主数	2015	人	
62		F2404	雇人のない業主数	2015	人	
63		F2405	家族従業者数	2015	人	
64	F2701	自市区町村で従業している就業者数	2015	人		
65	F2705	他市区町村への通勤者数	2015	人		
66	F2801	従業地による就業者数	2015	人		
67	F2803	他市区町村からの通勤者数	2015	人		
68	G 文化・スポーツ	G1201	公民館数	2015	館	↓ P 233 ↓ P 234 ↓
69		G1401	図書館数	2015	館	
70	H 居住	H1101	居住世帯あり住宅数	2013	住宅	
71		H1310	持ち家数	2013	住宅	
72		H1320	借家数	2013	住宅	
73		H2130	1住宅当たり延べ面積	2013	m ²	
74		H550701	非水洗化人口	2015	人	
75		H5608	ごみ計画収集人口	2015	人	
76		H5609	ごみ総排出量	2015	t	
77		H5614	ごみのリサイクル率	2015	%	
78		H6130	小売店数	2014	事業所	
79		H6131	飲食店数	2014	事業所	
80		H6132	大型小売店数	2014	事業所	
81	H6133	百貨店、総合スーパー数	2014	事業所		
82	I 健康・医療	I510120	一般病院数	2015	施設	
83		I5102	一般診療所数	2015	施設	
84		I5103	歯科診療所数	2015	施設	
85		I6100	医師数	2014	人	
86		I6200	歯科医師数	2014	人	
87	I6300	薬剤師数	2014	人		
88	J 福祉・社会保障	J230121	介護老人福祉施設数	2016	所	
89		J2501	児童福祉施設等数 (助産施設、児童遊園を除く)	2015	所	
90		J2503	保育所等数	2015	所	
91		J2506	保育所等在所児数	2015	人	
92		J4101	国民健康保険被保険者数	2015	人	

利用上の注意

1. 掲載年度

本書に掲載した基礎データの年度は、原則として平成29（2017）年度までに収集したものから最新年度のデータを採用し、西暦年で表示している。

2. 年度の表し方

年度（西暦）は、会計年度（当該年の4月1日～翌年3月31日）を基準としており、掲載データは、原則として表示されている会計年度における特定の時点又は期間に係るものである。ただし、2会計年度にまたがるデータの場合は、期間の長い方の会計年度のデータとして取り扱っている。

3. データ

単位未満を四捨五入することを原則としていること、不詳が含まれていることがあるため、合計の数値と内訳の計とが一致しない場合がある。

4. 記号

- 0 : データが「0」又は指定した単位に満たないことを示している。
- … : データが得られないもの。
- X : データが秘匿されているもの。

5. 廃置分合のあった市区町村の取扱い

本書に掲載した市区町村は、平成29（2017）年3月31日現在の名称、区域による。

平成29年3月31日以前に廃置分合のあった市区町村については、以下によりデータを表章している。

（1）市制施行、町制施行、名称変更等があった市区町村

平成29年3月31日現在の市区町村名により全てのデータを表章している。

（2）合併のあった市区町村

市区町村が合併して新たに市区町村が設置された場合又は他の市区町村に編入された場合は、当該市区町村のデータをそのまま合算して表章しているが、合併するいずれかの市区町村においてデータが得られない場合は「…」で表章している。

（3）分割、新設等があった市区町村

市区町村が分割されて別の市区町村が新たに設置された場合は、分割後と同一の市区町村名があるものについてはデータをそのまま表章し、新たに設置された市区町村については分割前の年次のデータを「…」で表章している。

（4）本書掲載のデータ年度は、平成25（2013）年10月1日以降のデータであるが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までに廃置分合等のあった市区町村は、「参考3 平成25年10月1日から平成29年3月31日までに廃置分合のあった市区町村一覧」（306ページ）のとお

りである。

6. 本書に関する問合せ先

総務省統計局 統計利用推進課 社会生活統計指標係
電話 03-5273-1137

7. その他

(1) 本書の引用（転載）について

本書の内容を著作物等に引用（転載）する場合には、必ず本書の書名を次のように明記してください。

出典 総務省統計局刊行 「統計でみる市区町村のすがた 2018」

(2) 本書のインターネット掲載

「統計でみる市区町村のすがた」

総務省統計局：

<https://www.stat.go.jp/data/s-sugata/index.html>

政府統計の総合窓口：

<https://www.e-stat.go.jp/regional-statistics/ssdsview>

Ⅱ 基礎データの説明

1 本書に掲載するデータの出典（調査及び報告書等）の概要

基礎データの資料源としての調査の名称又は報告書名，その概要及びそれを所管している機関の名称を記載している。

2 項目の説明

個々の基礎データの情報等について掲載している。

「Ⅱ 基礎データの説明」は，各統計調査の調査概要や社会・人口統計体系「基礎データ項目定義」等に基づいて整理した。

なお，説明の中で引用している法令等は原則として調査時点のものであることに注意されたい。資料源に複数の番号を記載している項目は，収集年により出典が異なる。

本書に掲載するデータの出典（調査及び報告書等）の概要

1.国勢調査(総務省統計局)

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策の基礎資料を得るとともに、国民共有の財産として民主主義の基盤を成す統計情報を提供するものである。

2.人口動態調査(厚生労働省)

我が国の人口動態事象を把握するものである。

3.住民基本台帳人口移動報告年報(総務省統計局)

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による届出及び同法の規定により職権で住民票に記載された転入者について集計したものである。

なお、日本の国籍を有しない者は含まれなかったが、平成25年7月8日以降、日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳法で定めている者については含まれる。

4.全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院)

測量法（昭和24年法律第188号）の基本測量に関する長期計画に基づき、10月1日時点の我が国の面積を取りまとめた技術資料である。

5.世界農林業センサス(農林水産省)

国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにするものである。

6.農林業センサス〔農山村地域調査〕(農林水産省)

全国の農業集落の地域資源や活動実態を調査し、地域活性化を始めとした各種農林業施策に必要な資料の整備を目的とするものである。

7.市町村税課税状況等の調(総務省)

「市町村税課税状況等の調の調査について」により、7月1日における全市町村の課税の状況等を集計編さんしたものである。

8.経済センサス-基礎調査(総務省統計局)

事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報を整備することを目的としており、事業所・企業の基本的構造を明らかにするもので

ある。

9.作物統計調査〔面積調査〕(農林水産省)

農業の生産基盤となる耕地と農作物の作付けの実態を明らかにし、生産対策、構造対策、土地資源の有効活用等の各種土地利用行政の企画立案並びに行政効果の判定を行うための資料に活用するものである。

10.経済センサス-活動調査(総務省統計局)

事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報を整備することを目的としており、事業所・企業の経済活動の状況を明らかにするものである。

11.工業統計調査(経済産業省)

我が国の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料となるものである。

12.商業統計調査(経済産業省)

商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得るものである。

13.市町村別決算状況調(総務省)

各市区町村に対して照会した「地方財政状況調査」のうち、「市区町村の普通会計、収益事業会計、交通災害共済事業会計及び公立大学附属病院事業会計の決算」を集計し、その一部を編集したものである。

14.学校基本調査(文部科学省)

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得るものである。

15.社会教育調査(文部科学省)

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにするものである。

16.住宅・土地統計調査(総務省統計局)

住戸に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査するものである。

17.一般廃棄物処理実態調査(環境省)

一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得るものである。

18.医療施設調査(厚生労働省)

病院及び診療所（以下、この項目において「医療施設」という。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握するものである。

19.医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)

医師， 歯科医師及び薬剤師について， 性， 年齢， 業務の種別， 従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにするものである。

20.介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)

全国の介護サービスの提供体制， 提供内容等を把握することにより， 介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るものである。

21.社会福祉施設等調査(厚生労働省)

全国の社会福祉施設等の数， 在所者， 従事者の状況等を把握し， 社会福祉行政推進のための基礎資料を得るものである。

22.国民健康保険事業年報(厚生労働省)

国民健康保険の事業状況を把握し， 国民健康保険制度の健全な運営を図るための基礎資料とするものである。

項目の説明

A 人口・世帯

※資料源の番号は、「データの出典の概要」に記載されている番号と対応している。

No.	項目符号	基礎データ名	説明	資料源※
1	A1101	人口総数	本邦内(歯舞群島, 色丹島, 国後島, 択捉島及び竹島(島根県)を除く。)に3か月以上にわたって住んでいるか, 又は住むことになっている者の総数	1
2	A1301	15歳未満人口	年齢15歳未満の人口総数	
3	A1302	15～64歳人口	年齢15～64歳の人口総数	
4	A1303	65歳以上人口	年齢65歳以上の人口総数	
5	A1700	外国人人口	人口総数のうち, 外国国籍を有する者の数	
6	A1801	人口集中地区人口	市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1km ² 当たり4,000人以上)が隣接し, それらの地域の人口が5,000人以上を有する地域に常住する人口総数	
7	A4101	出生数	戸籍法及び死産の届出に関する規程により届け出られた出生の数	2
8	A4200	死亡数	戸籍法及び死産の届出に関する規程により届け出られた死亡の数	
9	A5101	転入者数	市区町村又は都道府県の区域内に, 他の市区町村又は都道府県から住所を移した者の数	3
10	A5102	転出者数	市区町村又は都道府県の境界を越えて他の区域へ住所を移した者の数	
11	A6107	昼間人口	当該地域の夜間人口から, 他の地域へ通勤・通学している者を減じ, 他の地域から通勤・通学に来ている者を加えた人口	1
12	A7101	世帯数	一般世帯と施設等の世帯を合わせた数	
13	A710101	一般世帯数	(1)住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 (2)上記の世帯と住居を共にし, 別に生計を維持している間借り又は下宿している単身者 (3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍, 独身寮などに居住している単身者	
14	A810102	核家族世帯数	一般世帯の親族のみの世帯のうち, 夫婦のみの世帯, 夫婦と子どもから成る世帯, 男親と子供から成る世帯, 女親と子供から成る世帯の数	
15	A810105	単独世帯数	人員が一人の世帯数	
16	A811102	65歳以上の世帯員のいる核家族世帯	単独世帯を除く一般世帯のうち, 65歳以上の世帯員のいる世帯数	
17	A8201	高齢夫婦世帯数	一般世帯のうち夫65歳以上, 妻60歳以上の夫婦一組のみの世帯数	
18	A8301	高齢単身世帯数	一般世帯のうち65歳以上の者一人のみの世帯数	
19	A9101	婚姻件数	我が国において各年1月1日から12月31日までの間に市区町村長に届出のあった婚姻した日本人についての件数	2
20	A9201	離婚件数	我が国において各年1月1日から12月31日までの間に市区町村長に届出のあった離婚した日本人についての件数	

B 自然環境

※資料源の番号は、「データの出典の概要」に記載されている番号と対応している。

No.	項目符号	基礎データ名	説明	資料源※
1	B1101	総面積(北方地域及び竹島を除く)	北方地域及び竹島を除く日本の面積	1,4
2	B1103	可住地面積	総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出したもの	-

C 経済基盤

※資料源の番号は、「データの出典の概要」に記載されている番号と対応している。

No.	項目符号	基礎データ名	説明	資料源※
1	C120110	課税対象所得	各年度の個人の市町村民税の所得割の課税対象となった前年の所得金額をいい、地方税法に定める各所得控除を行う前のもの	7
2	C120120	納税義務者数(所得割)	個人の市町村民税の所得割の納税義務者数	
3	C2107	事業所数	事業所の数	8
4	C2111	第2次産業事業所数	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業の事業を行っている場所の数	
5	C2112	第3次産業事業所数	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業及びサービス業等の事業を行っている場所の数	
6	C2207	従業者数	当該事業所に所属して働いている全ての人数	
7	C2211	第2次産業従業者数	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業の従業者数	
8	C2212	第3次産業従業者数	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業及びサービス業等の従業者数	
9	C3107	耕地面積	農作物の栽培を目的とする土地の面積	9
10	C3401	製造品出荷額等	製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計	10,11
11	C3404	製造業従業者数	工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、製造又は加工を行っている事業所の従業者の数	
12	C3501	商業年間商品販売額	1年間の商業事業所における有体商品の販売額	10,12
13	C3502	商業事業所数	有体的商品を購入して販売する事業所の数	
14	C3503	商業従業者数	有体的商品を購入して販売する事業所の従業者の数	

D 行政基盤

※資料源の番号は、「データの出典の概要」に記載されている番号と対応している。

No.	項目符号	基礎データ名	説明	資料源※
1	D2201	財政力指数(市町村財政)	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値	13
2	D2202	実質収支比率(市町村財政)	実質収支の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)に対する割合	
3	D2211	実質公債費比率(市町村財政)	地方債の元利償還金や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された特定財源及び一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模に対し、どの程度の割合となっているかをみるもの	
4	D3201	歳入決算総額(市町村財政)	「地方税」、「地方譲与税」、「地方特例交付金」、「地方交付税」、「国庫支出金」、「地方債」及び「その他」の総額	
5	D3203	歳出決算総額(市町村財政)	「教育費」、「民生費」及び「土水費」等行政目的に着目した市町村における「目的別歳出」の額	
6	D320101	地方税(市町村財政)	市町村税(ただし、東京都特別区における「地方税」は、地方税法の規定による特別区税である。)	

E 教育

※資料源の番号は、「データの出典の概要」に記載されている番号と対応している。

No.	項目符号	基礎データ名	説明	資料源※
1	E1101	幼稚園数	学校教育法に規定する幼稚園の数	14
2	E1501	幼稚園在園者数	5月1日現在、当該幼稚園の在園者として指導要録が作成されている者の数	
3	E2101	小学校数	学校教育法に規定する小学校の数	
4	E2401	小学校教員数	小学校の本務の教員数	
5	E2501	小学校児童数	5月1日現在、当該学校の在学者(ただし、1年以上居所不明の者を除く。)として指導要録が作成されている者の数	
6	E3101	中学校数	学校教育法に規定する中学校の数	
7	E3401	中学校教員数	中学校の本務の教員数	
8	E3501	中学校生徒数	5月1日現在、当該学校の在学者(ただし、1年以上居所不明の者を除く。)として指導要録が作成されている者の数	
9	E4101	高等学校数	学校教育法に規定する高等学校の数	
10	E4501	高等学校生徒数	5月1日現在、当該学校の在学者(ただし、1年以上居所不明の者を除く。)として指導要録が作成されている者の数	

F 労働

※資料源の番号は、「データの出典の概要」に記載されている番号と対応している。

No.	項目符号	基礎データ名	説明	資料源※
1	F1101	労働力人口	就業者と完全失業者を合わせた人数	1
2	F1102	就業者数	賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)を伴う仕事を少しでもした人の数	
3	F1107	完全失業者数	収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワークに申し込むなどして積極的に仕事を探していた人の数	
4	F2201	第1次産業就業者数	農業・林業及び漁業の就業者の数	
5	F2211	第2次産業就業者数	鉱業・採石業・砂利採取業、建設業及び製造業の就業者の数	
6	F2221	第3次産業就業者数	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業及びサービス業等の就業者の数	
7	F2401	雇用者数	会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、役員(社長・取締役・監査役、理事・監事等)を除く人の数	
8	F2402	役員数	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員の数	
9	F2403	雇人のある業主数	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人の数	
10	F2404	雇人のない業主数	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人の数	
11	F2405	家族従業者数	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族の数	
12	F2701	自市区町村で従業している就業者数	従業先が常住している市区町村と同一の市区町村にある就業者の数	
13	F2705	他市区町村への通勤者数	当該市区町村に常住する者のうち、県内外を問わず他の市区町村で従業する者の数	
14	F2801	従業地による就業者数	従業地別の就業者の人数	
15	F2803	他市区町村からの通勤者数	当該市区町村で従業する者のうち、県内外を問わず他の市区町村に常住する者の数	

G 文化・スポーツ

※資料源の番号は、「データの出典の概要」に記載されている番号と対応している。

No.	項目符号	基礎データ名	説明	資料源※
1	G1201	公民館数	市町村その他一定区域内の住民のために、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした施設の数	15
2	G1401	図書館数	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした施設の数	

H 居住

※資料源の番号は、「データの出典の概要」に記載されている番号と対応している。

No.	項目符号	基礎データ名	説明	資料源※
1	H1101	居住世帯あり住宅数	ふだん人が居住している住宅で、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている住宅数	16
2	H1310	持ち家数	そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅の数	
3	H1320	借家数	そこに居住している世帯以外の者が所有又は管理している住宅の数	
4	H2130	1住宅当たり延べ面積	住宅の床面積の合計	
5	H550701	非水洗化人口	市町村等がその計画収集区域内において、し尿の収集を行っている人口と自家処理を行っている人口の数	17
6	H5608	ごみ計画収集人口	実際にごみの収集を行っている区域の人口	
7	H5609	ごみ総排出量	計画収集量、直接搬入量及び集団回収量の合計	
8	H5614	ごみのリサイクル率	総収集量のうち資源の占める割合	
9	H6130	小売店数	個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの及び建設業、農林水産業、製造業等産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する店の数	8,10
10	H6131	飲食店数	客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる店の数	
11	H6132	大型小売店数	民営の小売業事業所のうち、50人以上の従業者を有する事業所の数	
12	H6133	百貨店、総合スーパー数	衣・食・住にわたる各種の商品を小売する民営の事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいい、ここでは、従業者が常時50人以上の事業所	

I 健康・医療

※資料源の番号は、「データの出典の概要」に記載されている番号と対応している。

No.	項目符号	基礎データ名	説明	資料源※
1	I510120	一般病院数	精神科病院及び結核診療所以外の病院の数	18
2	I5102	一般診療所数	医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く)であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させる施設を有するものの数	
3	I5103	歯科診療所数	歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させる施設を有するものの数	
4	I6100	医師数	医師法に規定する医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者の数	19
5	I6200	歯科医師数	歯科医師法に規定する歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者の数	
6	I6300	薬剤師数	薬剤師法に規定する薬剤師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者の数	

J 福祉・社会保障

※資料源の番号は、「データの出典の概要」に記載されている番号と対応している。

No.	項目符号	基礎データ名	説明	資料源※
1	J230121	介護老人福祉施設数	老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設の数	20
2	J2501	児童福祉施設等数 (助産施設, 児童遊園を除く)	児童福祉法に基づき設置されるもので、助産施設及び児童遊園を除いた施設を合算した数	21
3	J2503	保育所等数	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設の数	
4	J2506	保育所等在所児数	保育所等に10月1日現在、在所(籍)している者の数	
5	J4101	国民健康保険被保険者数	他の医療保険加入者や生活保護受給世帯を除く全ての被保険者の数	22

参考 1 社会・人口統計体系の概要

1 社会・人口統計体系とは

社会・人口統計体系は、幅広い分野にわたる統計データを収集、蓄積、加工、編成することにより、国民生活の実態を様々な側面から記述し、各種行政施策及び地域分析の基礎資料を提供することを目的として、総務省統計局が昭和51年度から整備を開始した統計体系である。

この体系は、都道府県別及び市区町村別に統計データを整備し、地域間比較を可能にした点に特色がある。

2 社会・人口統計体系において収集している基礎データ

社会・人口統計体系では、「A人口・世帯」から「M生活時間」までの13分野にわたり、都道府県別に約2,850項目、市区別に約720項目、町村別に約700項目の基礎データを収集している（平成29年度）。

なお、収集している項目の一覧を総務省統計局ホームページ <https://www.stat.go.jp/data/ssds/2.html>において提供している。

3 社会・人口統計体系の整備

社会・人口統計体系は、以下の流れに沿って整備している。

- (1) 収集する基礎データの決定
- (2) 基礎データの収集
 - ・ 各種統計データ（報告書、電磁的記録媒体）
 - ・ 各種団体業務資料
- (3) 基礎データの入力、審査
- (4) 基礎データの加工、編成（指標値算出等）
- (5) 結果提供—報告書、電磁的記録媒体、インターネット等

4 社会・人口統計体系のデータの提供

社会・人口統計体系により整備したデータは、政府統計の総合窓口（e-Stat）からダウンロードできるほか、電磁的記録媒体（CD-R等）により提供している。詳細については、巻末の「統計でみる市区町村のすがた」の利用案内を参照されたい。

(1) 電磁的記録媒体

- ・ 都道府県別基礎データ

{

 CD-R等
 全国・都道府県の昭和50年からの時系列データ

}

- ・市区町村別基礎データ
 (CD-R等
 ブロック別に市区町村の昭和55年からの時系列データ)
- ・「社会生活統計指標 ー都道府県の指標ー」掲載データ (CD-R等)
- ・「統計でみる都道府県のすがた」掲載データ (CD-R等)
- ・「統計でみる市区町村のすがた」掲載データ (CD-R等)

(2) 報告書

- ・社会生活統計指標 ー都道府県の指標ー 2018 (平成30年2月刊行)
 (毎年刊行 ; 587指標, 554基礎データ
<https://www.stat.go.jp/data/shihyou/index.html>)
- ・統計でみる都道府県のすがた 2018 (平成30年2月刊行)
 (毎年刊行 ; 438指標
<https://www.stat.go.jp/data/k-sugata/index.html>)
- ・統計でみる市区町村のすがた 2018 (平成30年6月刊行, 本書)
 (毎年刊行 ; 92基礎データ
<https://www.stat.go.jp/data/s-sugata/index.html>)

5 社会・人口統計体系に関する参考文献等

- (1) 社会・人口統計体系のしくみと見方 2001 : 平成13年3月, 総務省統計局
- (2) 社会・人口統計体系 基礎データ項目定義 <https://www.stat.go.jp/data/ssds/9.html>

参考2 「統計でみる市区町村のすがた2018」のデータ掲載変更項目一覧

下記「変更前」の項目は、前回報告書「統計でみる市区町村のすがた2017」に掲載していたデータの項目であり、「変更後」の項目は、今回の報告書において掲載したデータの項目である。

変更前		変更後		備考
No.89 J2501	児童福祉施設数 (助産施設, 児童遊園を除く)	No.89 J2501	児童福祉施設等数 (助産施設, 児童遊園を除く)	名称変更
No.90 J2503	保育所数	No.90 J2503	保育所等数	名称変更
No.91 J2506	保育所在所児数	No.91 J2506	保育所等在所児数	名称変更

参考 3

平成25年10月1日から29年3月31日までに廃置分合のあった市区町村一覧

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
平成26年1月1日	03 岩手県	305 滝沢村	216 滝沢市	市制施行
平成26年4月5日	09 栃木県	203 栃木市 367 岩舟町	203 栃木市	編入合併
平成28年10月10日	04 宮城県	423 富谷町	216 富谷市	市制施行

都道府県及び市区町村に付されている数値は、総務省政策統括官（統計基準担当）作成の「統計に用いる標準地域コード」を表している。

総務省統計局が編集・刊行する総合統計書

総務省統計局では、国勢調査などの調査報告書のほか、次のような総合統計書を編集・刊行しています。

これらの総合統計書は、電子媒体でも提供しています。

日本統計年鑑

我が国の社会，経済など広範な分野に関する主要な統計を幅広く，体系的に収録した統計書。約540の統計表を収録。



2018 日本統計年鑑

日本の統計

「日本統計年鑑」の中から特に重要なものを取り出して，ハンディな形に取りまとめた統計書。約370の統計表を収録。

世界の統計

世界各国の人口，経済，文化などに関する主要な統計を，国際機関の統計年鑑など多数の国際統計資料から選んで収録した統計書。約140の統計表を収録。

社会生活統計指標 — 都道府県の指標 —

都道府県の経済，社会，文化，生活などあらゆる分野に関する主要な統計を幅広く，体系的に収録した統計書。約590の統計指標は，原則として平成22年度，27年度及び最新年度の数字を収録。

統計でみる都道府県のすがた

「社会生活統計指標」に収録された統計データの中から主なものを選び，各指標における都道府県別の順位を参考として掲載している。

統計でみる市区町村のすがた

市区町村の経済，社会，文化，生活などあらゆる分野に関する主要な統計を幅広く，体系的に収録した統計書。約100の基礎データの数字を収録。

Statistical Handbook of Japan

我が国の最近の実情を統計表，グラフ，写真を交え，英文で紹介。

「統計でみる市区町村のすがた」の利用案内

「統計でみる市区町村のすがた」は、次の方法により利用（閲覧・入手等）することができます。

「統計でみる市区町村のすがた」の閲覧

国立国会図書館及び各支部，都道府県統計主管課，都道府県立図書館で閲覧できます。

◇ 総務省統計図書館

〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1
図書閲覧室 TEL: 03-5273-1132
統計相談室 TEL: 03-5273-1133

刊行物，内容を収録した電磁的記録（CD-R等）の入手

<刊行物>

一般財団法人日本統計協会を通じて入手できます。また，全国各地の官報販売所でも取り扱っています。

◇ 一般財団法人 日本統計協会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-4-6 メイト新宿ビル6階
TEL: 03-5332-3151 FAX: 03-5389-0691
ホームページ: <http://www.jstat.or.jp/>

◇ 政府刊行物センター（霞が関）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル1階
TEL: 03-3504-3885 FAX: 03-3504-3889

<電磁的記録>

内容を収録したCD-R等は，公益財団法人統計情報研究開発センターを通じて入手できます。

◇ 公益財団法人 統計情報研究開発センター

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-6 能楽書林ビル5階
TEL: 03-3234-7471 FAX: 03-3234-7472
ホームページ: <http://www.sinfonica.or.jp/>

インターネット

総務省統計局では，インターネットを通じて統計データや各種統計局関連情報を提供しています。ホームページのURLは，<https://www.stat.go.jp/> です。

また，政府統計の総合窓口（e-Stat）でも，統計データ等の各種統計情報が御覧いただけます。e-StatのホームページURLは，<https://www.e-stat.go.jp/> です。

統計でみる市区町村のすがた

検索 

<https://www.stat.go.jp/data/ssds/index.html>

統計でみる市区町村のすがた 2018

Statistical Observations of Municipalities 2018

平成 30 年 6 月発行

Issued in June 2018

編集・発行



総務省統計局

〒162-8668 東京都新宿区若松町 19 番 1 号
電話 (代表) 03(5273)2020

Statistics Bureau

Ministry of Internal Affairs and Communications

19-1 Wakamatsu-cho, Shinjuku-ku, Tokyo,

162-8668, Japan

Telephone: +81-3-5273-2020
